

『企業再生のために経営を見直したい』

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

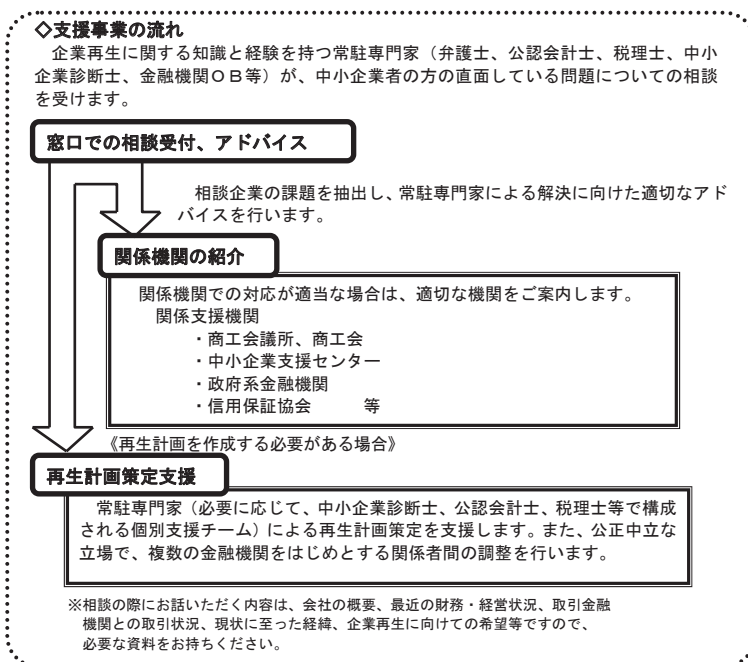
対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。



ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

お問い合わせ先

- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)